

## 平成 27 年第 2 回 鴨川市国民健康保険運営協議会次第

日時 平成 27 年 8 月 5 日 (水)  
午後 1 時 30 分から  
場所 市役所 4 階 400 会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長選出

4 会長あいさつ

5 議 件

( 1 ) 平成 26 年度国民健康保険特別会計決算について

( 2 ) 短期人間ドックの助成について

( 3 ) その他

6 閉 会

# 鴨川市国民健康保険の状況について

平成27年8月5日  
市民生活課

## 1 被保険者等の状況

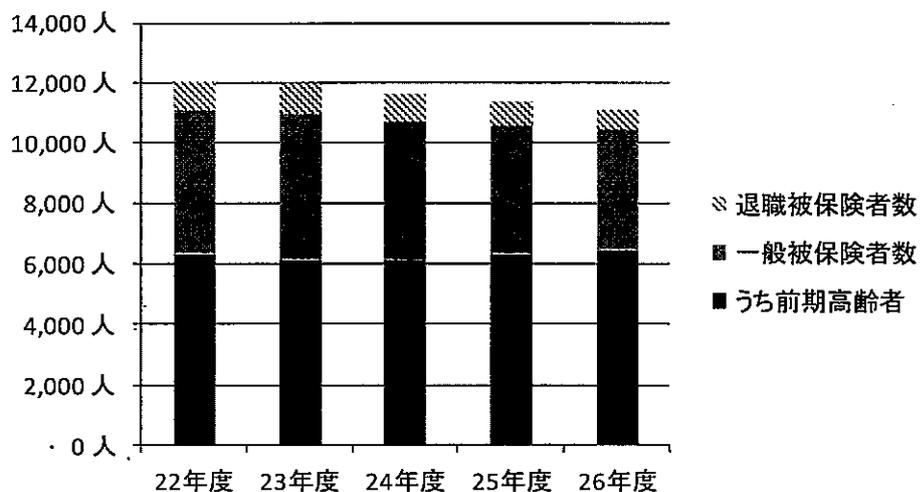
26年度末現在、世帯数は、6,609世帯で、25年度末と比較して47世帯(0.7%)の減となった。鴨川市の総世帯数(16,026世帯)に対する加入割合は41.2%で、前年度の41.7%より0.5ポイント減となった。

被保険者数では、26年度末現在、一般被保険者が10,408人、退職被保険者が710人で、25年度末と比較して、一般被保険者が141人(1.3%)の減、退職被保険者が93人(11.6%)の減となった。65歳から74歳までの前期高齢者は、25年度末と比較すると、67人(1.1%)の増となり、一般被保険者のうち、61.4%を占める。

全体被保険者数では、11,118人で、25年度末と比較して234人(2.1%)の減となった。鴨川市の総人口(34,729人)に対する加入割合は32.0%で、前年度の32.3%より0.3ポイント減となった。

(年度末現在)					
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
世帯数	6,862	6,877	6,757	6,656	6,609
伸び率	-	0.2%	△ 1.7%	△ 1.5%	△ 0.7%
被保険者数	12,002	11,940	11,622	11,352	11,118
伸び率	-	△ 0.5%	△ 2.7%	△ 2.3%	△ 2.1%
一般被保険者数	11,127	10,979	10,681	10,549	10,408
伸び率	-	△ 1.3%	△ 2.7%	△ 1.2%	△ 1.3%
前期高齢者	6,312	6,095	6,099	6,321	6,388
伸び率	-	△ 3.4%	0.1%	3.6%	1.1%
退職被保険者数	875	961	941	803	710
伸び率	-	9.8%	△ 2.1%	△ 14.7%	△ 11.6%
鴨川市世帯数	15,531	15,615	15,868	15,952	16,026
国保加入割合	-	44.0%	42.6%	41.7%	41.2%
鴨川市人口	35,862	35,469	35,118	35,099	34,729
国保加入割合	-	33.7%	33.1%	32.3%	32.0%

被保険者数推移



## 2 医療費

### 《医療費の推移》

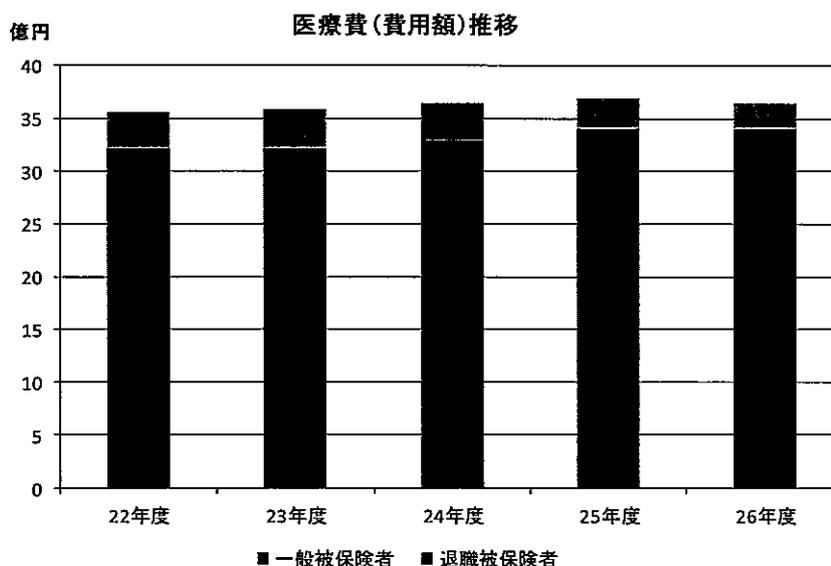
国保被保険者の医療費（費用額）は、36億5,001万2千円で、25年度の36億8,437万1千円と比較して、3,435万9千円（0.9%）の減となっている。

被保険者数も減少していることから、医療費も前年に比べ減少傾向にある。

#### ※一人当たりの医療費（医療費／被保険者数）

一般被保険者	327,148円	（前年度より	5,096円	1.6%）
退職被保険者等	345,142円	（前年度より	△12,320円	△3.4%）

平成22年度以降、被保険者数では、一般被保険者及び退職被保険者を合計すると減少している。医療費（費用額）合計は増加の傾向にあったが、26年度は減少となった。



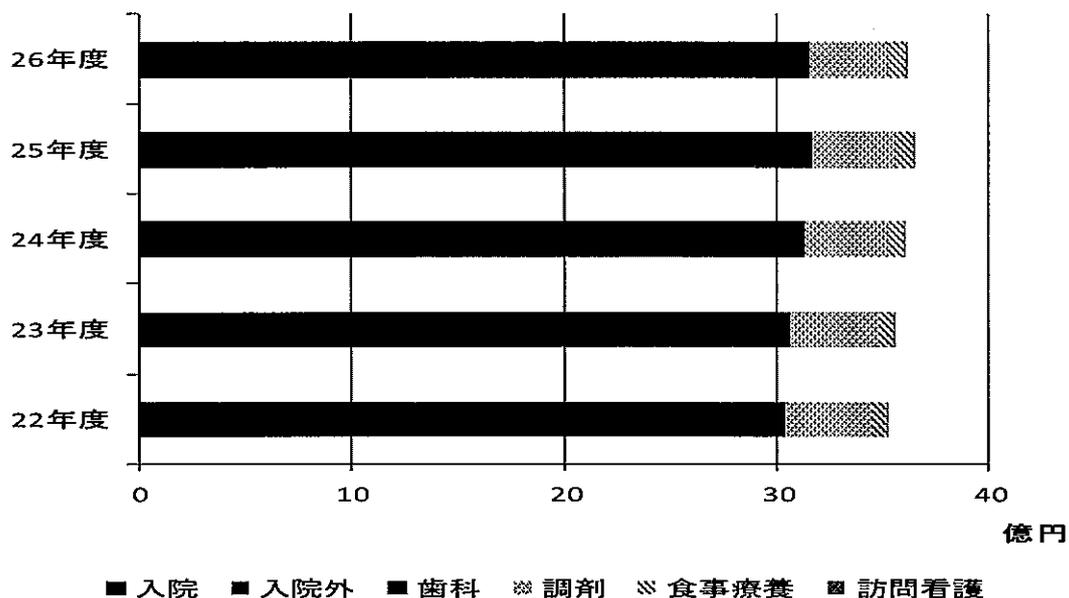
（単位：千円）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
一般被保険者	3,220,631	3,217,828	3,285,665	3,397,329	3,404,961
伸び率	-	△ 0.1%	2.1%	3.4%	0.2%
退職被保険者	339,125	377,990	364,509	287,042	245,051
伸び率	-	11.5%	△ 3.6%	△ 21.3%	△ 14.6%
合計	3,559,756	3,595,818	3,650,174	3,684,371	3,650,012
伸び率	-	1.0%	1.5%	0.9%	△ 0.9%

《療養の給付費の内訳》

(単位:千円)

	入院	入院外	歯科	調剤	食事療養	訪問看護	計	伸び率
22年度	1,298,702	1,499,417	250,644	399,774	79,173	7,639	3,535,349	-
23年度	1,274,272	1,524,040	273,716	411,805	78,032	9,347	3,571,212	1.0%
24年度	1,318,823	1,534,874	287,822	391,802	75,625	9,967	3,618,913	1.3%
25年度	1,358,173	1,543,819	275,069	391,469	76,385	9,500	3,654,415	1.0%
26年度	1,365,330	1,538,466	261,793	371,256	73,572	8,882	3,619,299	△ 1.0%



療養の給付費（診療費費用額）は、増加の傾向にあったが、26年度は減となった。  
 26年度は36億1,929万9千円となり、25年度の36億5,441万5千円と比較して、3,511万6千円（1.0%）の減となった。

### 3 財政状況

- (1) 26年度の歳入総額は、47億1,246万円、歳出総額は46億149万7千円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、1億1,096万3千円の黒字となった。前年度に比べて、およそ7,600万円の減額となったが、これは基金積立て1億円を行ったことによるものである。
- (2) 形式収支から基金繰入金、前年度繰越金を差し引き、基金積立金を加えた単年度の実質収支は、およそ△7,636万3千円となり、継続的な赤字となった。これは、加入者の高齢化や被保険者数の減少により、歳入の基幹である保険税収入が伸び悩む中で、保険給付費、後期高齢者支援金などの支出が増加したことなどによるものである。
- (3) 26年度から保険税率を引き上げたことにより、当該年度の実質収支の赤字額は、前年度に比べて、およそ6,920万3千円の減額となった。

収支状況 (単位：千円)

区分	決算額 25年度
歳入総額	4,712,460
	( 4,702,475 )
歳出総額	4,601,497
	( 4,515,149 )
収支差引額	110,963
	( 187,326 )

歳入のうち繰入金等 (単位：千円)

区分	決算額 25年度
基金繰入金	100,000
	( 200,000 )
前年度繰越金	187,326
	( 132,892 )
①+②	287,326
合計	( 332,892 )

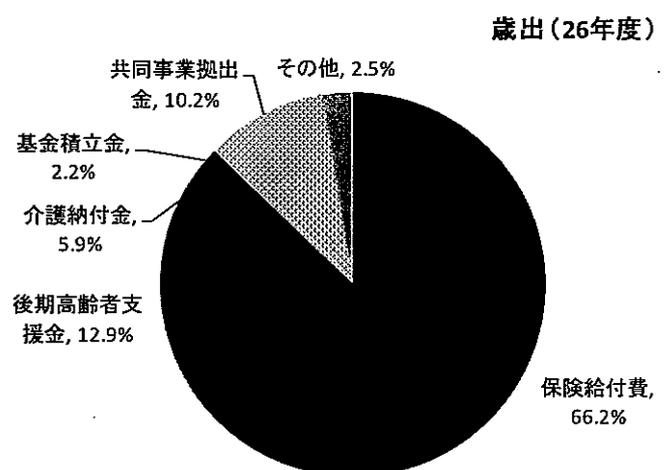
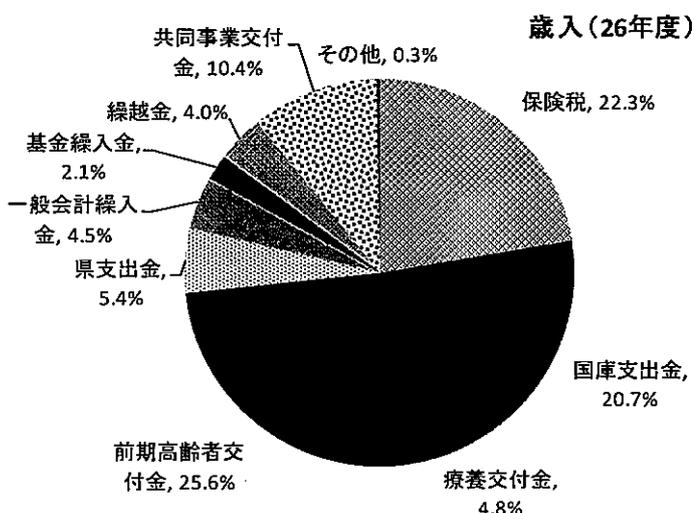
  

基金積立金	100,000
	( 0 )

単年度の実質収支 ⑤-③+④

24年度	△ 204,216
25年度	△ 145,566
26年度	△ 76,363

#### 《歳入歳出構成割合》



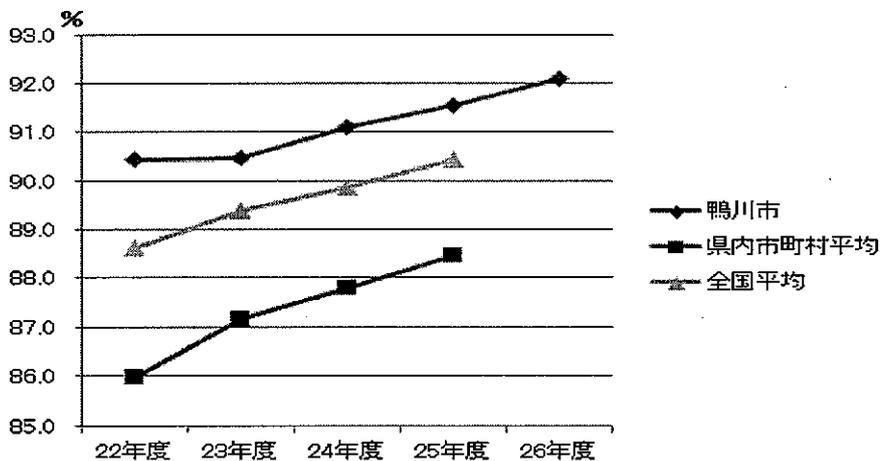
#### 4 保険税

- (1) 26年度の現年度分調定額は、10億7,313万7,900円で、25年度の9億5,917万5,500円と比較して、1億1,396万2,400円(11.9%)の増となった。
- (2) 26年度の現年度分収納額は、9億8,833万1,900円で、25年度の8億7,820万1,692円と比較して、1億1,013万208円(12.5%)の増となった。
- (3) 26年度の現年度分収納率は、92.10%で、25年度の91.56%と比較すると0.54%の増となった。

(単位:円)

	25年度	26年度	増減	増減率
現年度分調定額	959,175,500	1,073,137,900	113,962,400	11.9%
現年度分収納額	878,201,692	988,331,900	110,130,208	12.5%
現年度分一世帯当たり税額	137,482	157,117	19,635	14.3%
医療給付費分	93,183	108,410	15,227	16.3%
後期支援金分	31,181	34,437	3,256	10.4%
介護納付金分	24,576	28,276	3,700	15.1%
現年度分一人当たり税額	81,568	94,910	13,342	16.4%
医療給付費分	55,286	65,349	10,063	18.2%
後期支援金分	18,500	20,759	2,259	12.2%
介護納付金分	20,128	23,361	3,233	16.1%
現年度分収納率	91.56%	92.10%	0.54%	
医療給付費分	91.77%	92.29%	0.52%	
後期支援金分	91.69%	92.25%	0.56%	
介護納付金分	89.75%	90.26%	0.51%	

#### 《現年度分の保険税収納率の推移》



(単位:%)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
鴨川市	90.43	90.46	91.11	91.56	92.10
県内市町村平均	85.97	87.16	87.79	88.47	-
全国平均	88.61	89.39	89.86	90.42	-

## 5 保健事業

### 《人間ドック受診状況》

人数	140	158	161	178	196
----	-----	-----	-----	-----	-----

#### 年齢別受診状況

	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
24年度	6	10	20	102	23
25年度	7	15	14	110	32
26年度	5	16	21	123	31

### 《特定健診・特定保健指導受診状況》

#### 特定健診

	対象者数	受診者数	受診率(%)
24年度	8,208	2,330	28.4%
25年度	8,139	2,222	27.3%
26年度	7,914	2,092	26.4%

#### 特定保健指導

	対象者数	実施者数	実施率(%)
24年度	306	90	29.4%
25年度	277	52	18.8%
26年度	265	40	15.1%

#### 特定保健指導の内訳

	積極的支援			動機づけ支援		
	対象者数	終了者数	実施率(%)	対象者数	終了者数	実施率(%)
24年度	80	22	27.5%	226	68	30.1%
25年度	75	13	17.3%	202	39	19.3%
26年度	60	17	28.3%	205	33	16.1%

※26年度数値：未確定値

# 平成26年度鴨川市国民健康保険特別会計

## 決算資料

平成27年8月5日  
市民生活課

## 平成26年度 鴨川市国民健康保険事業特別会計決算について

### 1 歳入

#### (1) 保険税

保険税の税収は、税率改正により、前年度決算対比 11.4%増の 1,049,934 千円となり、前年度より 107,783 千円増加しました。

また、収納率（現年分）は、92.10%となり、口座振替の促進や納税相談などの収納対策の結果、前年度より 0.54%向上しました。

#### (2) 国県支出金・交付金

##### ① 国庫支出金

国庫支出金は、医療費の保険者負担分などについて、国から交付されるもので、前年度決算対比 2.7%減の 975,411 千円となりました。

平成 26 年度、保険給付費の減少によるものです。

##### ② 療養給付費交付金

療養給付費交付金は、退職者医療制度に基づき社会保険から交付されるもので、対象者の減少などにより、前年度決算対比 24.2%減の 225,603 千円となりました。

##### ③ 前期高齢者交付金

前期高齢者交付金は、65 歳以上の前期高齢者に係る医療費の負担を保険者間で調整するため社会保険から交付されるもので、対象者の増加などにより、前年度決算対比 2.3%増の 1,205,032 千円となりました。

##### ④ 県支出金

県支出金は、医療費の保険者負担分などについて、県から交付されるもので、前年度決算対比 5.1%増の 252,789 千円となりました。

医療費の適正化、国保資格の適用適正化等の実施状況による増加です。

##### ⑤ 共同事業交付金

共同事業は、県内の保険者間で、財政負担の平準化及び安定化を図るため、拠出金を出し合い、費用負担に応じて交付金を支給する制度で、前年度決算対比 6.2%減の 492,096 千円となりました。

※以上国県支出金・交付金の総額では、前年度決算対比 2.8%減の 3,150,931 千円となりました。

#### (3) 繰入金

繰入金は、歳入の不足分を補うため、一般会計から繰り入れするもので、前年度決算対比 21.2%増の 210,450 千円となりました。

保険税軽減基準拡大に伴う、基盤安定繰入金の増加によるものです。

基金繰入金は 100,000 千円となりました。

#### (4) 繰越金

繰越金は、前年度の歳入歳出差引残額を翌年度に繰り越したもので、前年度決算対比 41.0%増の 187,325 千円となりました。

#### (5) その他収入

その他収入は、保険税の延滞金や被保険者からの返納金の増加により、前年度決算対比 30.2%増の 13,820 千円となりました。

#### (6) 歳入総額

歳入の総額は、前年度決算対比 0.2%増の 4,712,460 千円となり、前年度より 9,985 千円増加しました。

### 2 歳出

#### (1) 総務費

総務費は、国保連合会負担金、電算事務委託料などで、前年度決算対比 3.8%減の 12,124 千円となりました。

#### (2) 保険給付費

保険給付費の総額では、前年度決算対比 0.4%減の 3,047,984 千円となり、前年度より 12,392 千円減少となりました。これは、主に被保険者の減によるものです。

##### ① 高額療養費

高額療養費は、医療費の自己負担限度額を超えた分を支給するもので、前年度決算とほぼ同額の 361,141 千円となりました。

##### ② 出産育児一時金

出産育児一時金は、被保険者が出産をしたときに 42 万円を支給するもので、出産件数の減少 (39 件から 26 件) により、前年度決算対比 33.3%減の 10,920 千円となりました。

##### ③ 葬祭費

葬祭費は、被保険者が死亡したときに葬祭を行った人に 5 万円を支給するもので、葬祭件数の減少 (81 件から 78 件) により、前年度決算対比 3.7%減の 3,900 千円となりました。

#### (3) 納付金・拠出金

##### ① 後期高齢者支援金

後期高齢者支援金は、75 歳以上の後期高齢者医療制度に支援するもので、高齢化に伴う医療費の増加と前々年度の精算分などの減少により、前年度決算対比 2.1%減の 595,109 千円となりました。

##### ② 介護納付金

介護納付金は、40 歳以上 65 歳未満の介護保険第 2 号被保険者に係る介護保険料分を介護保険に納付するもので、前年度決算対比 2.3%減の 271,178 千円となりました。国保加入の介護保険第 2 号被保険者の減によるものです。

③ 共同事業拠出金

共同事業拠出金は、県内の保険者間で財政負担の平準化及び安定化を図るため、過去の医療費実績に基づき拠出するものです。前年度決算対比 0.6%増の 470,410 千円となりました。

鴨川市は共同事業交付金が 492,096 千円、拠出金が 470,410 千円となっており、交付金が 21,686 千円多くなりました。

(4) 保健事業費等

① 特定健診等事業費

特定健診等事業費は、40 歳以上を対象とした生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施するための費用で、特定健診対象者の減少により、前年度決算対比 6.1%減の 19,301 千円となりました。

② 保健衛生普及費

保健衛生普及費は、ジェネリック医薬品利用差額通知、医療費通知、短期人間ドックの助成などの費用で、前年度決算対比 10.0%増の 13,647 千円となりました。

(5) その他の支出

その他の支出は、国保税の還付金や国庫への返納金で、前年度精算分の国庫返納金の増加などにより、前年度決算対比 48.2%増の 70,457 千円となりました。

(6) 歳出総額

歳出の総額は、前年度決算対比 1.9%増の 4,601,497 千円となり、前年度より 86,348 千円増加しました。

3 収支

実質収支である翌年度への繰越金は、平成 25 年度の 187,326 千円から平成 26 年度は 110,963 千円に減少し、平成 27 年度へ繰り越しました。

前年度からの繰越金、基金を除く単年度収支では、76,363 千円のマイナスとなり、前年度の 145,566 千円のマイナス収支より改善されました。

平成26年度 鴨川市国民健康保険特別会計 決算書

単位:千円

		歳 入				
科 目		26年度決算額(A)	25年度決算額(B)	26年度-25年度(C)	増減率(C)/(B)(%)	
保 險 税	一 般	医療給付費分	673,850	585,029	88,821	15.2
		支援金分	213,853	195,223	18,630	9.5
		介護納付金分	80,194	73,899	6,295	8.5
	小 計	967,897	854,151	113,746	13.3	
	退 職	医療給付費分	50,391	53,032	△ 2,641	△ 5.0
		支援金分	16,414	18,325	△ 1,911	△ 10.4
		介護納付金分	15,232	16,643	△ 1,411	△ 8.5
	小 計	82,037	88,000	△ 5,963	△ 6.8	
	計	1,049,934	942,151	107,783	11.4	
	国 庫 支 出 金	療養給付費等負担金	776,279	783,665	△ 7,386	△ 0.9
高額医療費共同事業負担金		22,762	22,084	678	3.1	
特定健診等負担金		3,669	4,385	△ 716	△ 16.3	
普通調整交付金		167,948	185,614	△ 17,666	△ 9.5	
特別調整交付金		4,753	6,825	△ 2,072	△ 30.4	
		0	0	0	0.0	
出産育児一時金補助金		0	0	0	0.0	
計	975,411	1,002,573	△ 27,162	△ 2.7		
療養給付費交付金	225,603	297,604	△ 72,001	△ 24.2		
前期高齢者交付金	1,205,032	1,177,823	27,209	2.3		
県 支 出 金	高額医療費共同事業負担金	22,762	22,084	678	3.1	
	特定健診等負担金	4,506	4,385	121	2.8	
	調整交付金	225,521	214,105	11,416	5.3	
計	252,789	240,574	12,215	5.1		
共 同 事 業 交 付 金	高額医療費共同事業交付金	88,719	109,243	△ 20,524	△ 18.8	
	財政安定化事業交付金	403,377	415,378	△ 12,001	△ 2.9	
計	492,096	524,621	△ 32,525	△ 6.2		
繰 入 金	一 般 会 社	保険基盤安定	175,202	135,176	40,026	29.6
		職員給与費等	6,766	6,602	164	2.5
		出産育児一時金等	7,560	10,920	△ 3,360	△ 30.8
		財政安定化支援事業	20,922	20,922	0	0.0
	その他	0	0	0	0.0	
計	210,450	173,620	36,830	21.2		
基金繰入金	100,000	200,000	△ 100,000	△ 50.0		
繰越金	187,325	132,892	54,433	41.0		
その他収入	13,820	10,617	3,203	30.2		
歳入合計	4,712,460	4,702,475	9,985	0.2		

○ 基金の状況(26年度末現在額)

財政調整基金	139,867
高額療養費等資金貸付基金	20,000

年間平均加入世帯数 6,609世帯  
年間平均被保険者数11,118人  
総医療費 3,650,012千円

		歳 出				
科 目		26年度決算額(A)	25年度決算額(B)	26年度-25年度(C)	増減率(C)/(B)(%)	
総務費		12,124	12,609	△ 485	△ 3.8	
保 險 給 付 費	一 般 被 保 險 者 分	療養給付費	2,472,287	2,451,319	20,968	0.9
		療養費	22,176	20,268	1,908	9.4
		小 計	2,494,463	2,471,587	22,876	0.9
	退 職 分	高額療養費	338,886	338,312	574	0.2
		高額介護合算療養費	14	204	△ 190	△ 93.1
		移送費	0	29	△ 29	0.0
		出産育児給費	10,920	16,380	△ 5,460	△ 33.3
		葬祭諸費	3,900	4,050	△ 150	△ 3.7
		その他	0	0	0	0.0
	計	2,848,183	2,830,562	17,621	0.6	
後 期 高 齢 者	療養給付費・療養費	171,461	200,777	△ 29,316	△ 14.6	
	高額療養費	22,255	22,749	△ 494	△ 2.2	
	高額介護合算療養費	0	0	0	0.0	
移送費	0	0	0	0.0		
計	193,716	223,526	△ 29,810	△ 13.3		
審査支払手数料	6,085	6,288	△ 203	△ 3.2		
計	3,047,984	3,060,376	△ 12,392	△ 0.4		
前 期 高 齢 者	後期高齢者支援金	595,066	608,103	△ 13,037	△ 2.1	
	事務費拠出金	43	49	△ 6	△ 12.2	
	計	595,109	608,152	△ 13,043	△ 2.1	
老 人 保 健	前期高齢者納付金	420	569	△ 149	△ 27.0	
	事務費拠出金	43	50	△ 7	△ 14.0	
	計	463	619	△ 156	△ 25.2	
共 同 事 業 拠 出 金	医療費拠出金	0	0	0	0.0	
	事務費拠出金	24	26	△ 2	△ 7.7	
	計	24	26	△ 2	△ 7.7	
介護納付金	271,178	277,478	△ 6,300	△ 2.3		
特 定 健 診 等 事 業 費	高額医療費拠出金	91,047	88,336	2,711	3.1	
	保険財政共同安定化事業拠出金	379,362	379,431	△ 69	0.0	
	共同事業事務費拠出金	1	1	0	0.0	
計	470,410	467,768	2,642	0.6		
特定健診等事業費	19,301	20,552	△ 1,251	△ 6.1		
保健衛生普及費	13,647	12,410	1,237	10.0		
直診勘定繰出金	800	7,625	△ 6,825	△ 89.5		
基金等積立金	100,000	0	100,000	0.0		
公債費	0	0	0	0.0		
その他の支出	70,457	47,534	22,923	48.2		
予備費	0	0	0	0.0		
歳 出 合 計	4,601,497	4,515,149	86,348	1.9		
取 支 差 引 残	110,963	187,326	△ 76,363	△ 40.8		

平成27年度 鴨川市国民健康保険特別会計当初予算

1 加入対象(各年度年間平均)

単位:世帯・人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 当初予算		
世帯総数	6,862	6,877	6,757	6,656	6,609	6,613		
前年度比	99.9	100.2	98.3	98.5	99.3	100.1		
被保険者数	被保険者総数	12,002	11,940	11,622	11,352	11,118	11,131	
	前年度比	99.2	99.5	97.3	97.7	97.9	100.1	
	内訳	一般	11,127	10,979	10,681	10,549	10,408	10,408
		退職 老人	875	961	941	803	710	723
介護保険第2号被保険者	4,815	4,884	4,582	4,228	4,020	4,034		

2 歳入

単位:千円

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 当初予算	
歳入総額	4,500,360	4,555,000	4,601,994	4,702,475	4,712,460	5,136,027	
前年度比	100.0	101.2	101.0	102.2	100.2	109.0	
主な内訳	保険税・料	992,355	991,130	955,361	942,151	1,049,934	1,000,000
	国庫支出金	892,720	980,059	953,145	1,002,573	975,411	935,953
	療養給付費交付金	326,970	348,163	366,130	297,604	225,603	158,116
	前期高齢者交付金	1,050,699	1,030,698	1,072,669	1,177,823	1,205,032	1,310,421
	県支出金	204,449	208,406	241,482	240,574	252,789	249,299
	一般会計繰入金	165,143	169,155	165,316	173,620	210,450	199,278
	基金繰入金	100,000	100,000	100,000	200,000	100,000	100,000
	繰越金	260,611	251,904	237,107	132,892	187,325	94,027
	共同事業交付金	486,858	461,736	492,480	524,620	492,096	1,083,974
その他	20,555	13,749	18,304	10,618	13,820	4,959	

3 歳出

単位:千円

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 当初予算	
歳出総額	4,248,456	4,317,893	4,469,102	4,515,149	4,601,497	5,136,027	
前年度比	100.2	101.6	103.5	101.0	101.9	111.6	
主な内訳	保険給付費	2,950,125	2,980,322	3,028,695	3,060,376	3,047,984	3,037,957
	後期高齢者支援金	476,675	528,721	580,528	608,152	595,109	606,745
	前期高齢者納付金	834	1,567	605	619	463	784
	介護納付金	233,994	263,586	260,174	277,478	271,178	240,885
	基金積立金	0	0	0	0	100,000	0
	共同事業拠出金	499,523	481,899	482,357	467,768	470,410	1,083,974
	その他	87,305	61,798	116,744	100,756	116,353	165,682

4 差引残額

単位:千円

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 当初予算
差引残額	251,904	237,107	132,892	187,326	110,963	0

5 財政調整基金の状況(年度末現在)

単位:千円

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 当初予算
財政調整基金	539,867	439,867	339,867	139,867	139,867	39,867

※ 高額療養費等資金貸付基金として2,000万円(当初額)別途あり。

6 単年度収支の状況

単位:千円

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 当初予算
歳入	4,139,749	4,203,096	4,264,886	4,369,583	4,425,134	0
歳出	4,248,456	4,317,893	4,469,102	4,515,149	4,501,497	0
単年度収支	△108,707	△114,797	△204,216	△145,566	△76,363	0

※ 歳入は歳入総額から基金繰入金、前年度繰越金を控除。歳出は歳出総額から基金積立金を控除したもの。

1 歳入決算額

単位:千円・%

	平成23年度 (決算額)	平成24年度 (決算額)	平成25年度 (決算額)	平成26年度 (決算額)	平成27年度 (決算推計)	平成28年度 (決算推計)	
歳入決算総額	4,555,000	4,601,994	4,702,475	4,712,460	5,141,095	5,046,976	
前年度比		101.0	102.2	100.2	109.1	98.2	
主 な 内 訳	保険税・料	991,131	955,361	942,151	1,049,934	1,000,000	975,000
	国庫支出金	980,338	953,145	1,002,573	975,410	937,157	927,987
	療養給付費交付金	348,163	366,130	297,604	225,603	158,115	110,681
	前期高齢者交付金	1,030,698	1,072,669	1,177,823	1,205,032	1,272,520	1,319,954
	県支出金	208,406	241,481	240,574	252,788	255,317	257,870
	一般会計繰入金	169,155	165,316	173,620	210,450	271,147	271,147
	基金繰入金	100,000	100,000	200,000	100,000	100,000	39,867
	繰越金	251,904	237,108	132,892	187,325	110,963	121,535
	共同事業交付金 その他	461,736 13,749	492,480 18,303	524,620 10,618	492,097 13,821	1,015,558 20,318	1,015,558 7,377

2 歳出決算額

単位:千円・%

	平成23年度 (決算額)	平成24年度 (決算額)	平成25年度 (決算額)	平成26年度 (決算額)	平成27年度 (決算推計)	平成28年度 (決算推計)	
歳出決算総額	4,317,893	4,469,102	4,515,149	4,601,497	5,019,560	5,043,531	
前年度比		103.5	101.0	101.9	109.1	100.5	
主 な 内 訳	保険給付費	2,980,322	3,028,695	3,060,376	3,047,984	3,078,464	3,109,249
	後期高齢者支援金	528,721	580,528	608,152	595,109	584,792	574,850
	前期高齢者納付金	1,567	605	619	463	392	584
	介護納付金	263,586	260,173	277,478	271,178	229,311	227,247
	基金積立金	0	0	0	100,000	0	0
	共同事業拠出金	481,899	482,357	467,768	470,410	1,013,548	1,013,548
	その他	61,798	116,744	100,756	116,353	113,053	118,053

3 差引残額

単位:千円

	平成23年度 (決算額)	平成24年度 (決算額)	平成25年度 (決算額)	平成26年度 (決算額)	平成27年度 (決算推計)	平成28年度 (決算推計)
差引残額	237,107	132,892	187,326	110,963	121,535	3,445

4 財政調整基金の状況(年度末現在)

単位:千円

	平成23年度 (決算額)	平成24年度 (決算額)	平成25年度 (決算額)	平成26年度 (決算額)	平成27年度 (決算推計)	平成28年度 (決算推計)
財政調整基金	439,867	339,867	139,867	139,867	39,867	0
3差引残額+4財政調整基金	676,974	472,759	327,193	250,830	161,402	3,445

※ 高額療養費等資金貸付基金として2,000万円(当初額)別途あり。

5 単年度収支の状況

単位:千円

	平成23年度 (決算額)	平成24年度 (決算額)	平成25年度 (決算額)	平成26年度 (決算額)	平成27年度 (決算推計)	平成28年度 (決算推計)
歳入	4,203,096	4,264,886	4,369,583	4,425,135	4,930,132	4,885,574
歳出	4,317,893	4,469,102	4,515,149	4,501,497	5,019,560	5,043,531
単年度収支	△ 114,797	△ 204,216	△ 145,566	△ 76,362	△ 89,428	△ 157,957

※ 基金、前年度繰越金等を控除したもの。

被保険者数(人)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	11,940	11,622	11,352	10,824	10,674	10,524

## 短期人間ドックの助成について

平成27年8月5日

市民生活課

## 鳴川市国民健康保険短期人間ドック利用助成額等の改正について

### 第1 改正の趣旨

国民健康保険被保険者の健康の保持増進を目的に、被保険者が受診する短期人間ドック費用の一部を助成している。

平成26年度においては、受診者数が196人、事業費8,908千円、(前年度178人、7,846千円)と大幅な増額となった。

一方で、特定健康診査等の受診者数は2,034名、事業費19,301千円(前年度2,138名、20,552千円)となっている。

昨今、国保財政は逼迫しており、平成20年度から特定健康診査が実施されている中、費用対効果の面からも単独事業である短期人間ドック助成事業を見直す必要があると考える。

このため、当該事業については、多くの被保険者が利用できるよう、助成額の上限を引き下げたいものである。

なお、可能であれば、この削減額を、特定健康診査受診者の個人負担金の引き下げの原資として活用したいと考えている。

### 第2 改正内容

#### 1 助成額の上限(第3条第2項関係)

短期人間ドックの検査に係る費用の助成額の上限を現在の 7万円から 〇万円に改める。

#### 2 助成の要件(第2条関係)

- ① 「前回助成を受けた後1年以上を経過していること」を「年度内1回受診」とに改める。
- ② 当該年度に特定健康診査を受診した者は、短期人間ドックの助成を受けることができない。

### 第3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

## 短期人間ドック利用助成金 申請状況

## 1. 医療機関別 申請状況

	総件数	男女別		検査種別			市負担金別					助成額(円)
		男	女	1日	通院2日	1泊2日	70,000円	70,000円未満 50,000円以上	50,000円未満 40,000円以上	40,000円未満 30,000円以上	30,000円未満	
亀田健康管理センター												
H23	124	72	52	100	1	23	19	14	15	76	0	
H24	138	81	57	99	21	18	19	32	19	68	0	
H25	153	83	70	114	24	15	14	39	25	75	0	
H26	163	98	65	110	41	12	14	51	25	73	0	
東条病院												
H23	16	9	7	16	-	0	0	0	0	9	7	
H24	8	3	5	8	-	0	0	0	0	5	3	
H25	12	6	6	12	-	0	0	0	1	4	7	
H26	14	7	7	14	-	0	0	0	1	13	0	
国保病院												
H23	13	10	3	9	-	4	0	0	4	0	9	
H24	9	7	2	5	-	4	0	0	4	0	5	
H25	10	7	3	5	-	5	0	0	5	0	5	
H26	10	7	3	8	-	2	0	2	0	0	8	
小田病院												
H23	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	
H24	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	
H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H26	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	
安房地域医療センター												
H23	5	3	2	4	0	1	0	1	0	2	2	
H24	5	3	2	4	0	1	0	0	1	2	2	
H25	3	2	1	3	0	0	0	0	0	2	1	
H26	8	5	3	5	2	1	0	1	2	2	3	
合計												
H23	158	94	64	129	1	28	19	15	19	87	18	6,590,780
H24	161	95	66	116	22	23	19	32	24	76	10	7,212,892
H25	178	98	80	134	24	20	14	39	31	81	13	7,845,863
H26	196	118	78	137	44	15	14	54	28	89	11	8,908,435

2. 年代別 申請状況

	23年度			24年度			25年度			26年度		
	男	女		男	女		男	女		男	女	
70代	26	16	10	23	14	9	32	22	10	31	21	10
60代	85	49	36	102	60	42	110	54	56	123	69	54
50代	25	15	10	20	12	8	14	8	6	21	14	7
40代	15	7	8	10	6	4	15	11	4	16	10	6
30代	7	7	0	6	3	3	7	3	4	5	4	1
合計	158	94	64	161	95	66	178	98	80	196	118	78
うち市負担金上限超	19	13	6	19	13	6	14	6	8	14	10	4

3. 限度額別の市負担金

(単位:円)

限度額	H26年度		H25年度		H24年度		H23年度	
	市負担額	限度額 70,000円との差額						
70,000	8,908,435		7,845,863		7,212,892		6,590,780	
50,000	8,181,081	△ 727,354	7,310,863	△ 535,000	6,627,017	△ 585,875	6,153,750	△ 437,030
40,000	7,319,627	△ 1,588,808	6,600,655	△ 1,245,208	5,949,327	△ 1,263,565	5,707,740	△ 883,040
30,000	5,865,784	△ 3,042,651	5,325,200	△ 2,520,663	4,825,530	△ 2,387,362	4,715,130	△ 1,875,650

## ○ 短期人間ドック千葉県下主な市の実施状況

	負担割合	限度額	脳ドック	脳ドック補助額	特定健診との受検関係	対象年齢	受検頻度
市原市	7割	20,000円	無	—	どちらか一方	35才以上	年度内1回
木更津市	7割	60,000円	有	限度額内	どちらか一方	35才以上	年度内1回
銚子市	6割	40,000円	有	上乘せ1万円	どちらか一方	35才以上	年度内1回
茂原市	7割	70,000円	無	—	どちらか一方	35才以上	年度内1回
習志野市	7割	25,000円(30-64才) 30,000円(65才以上)	無	—	どちらか一方	30才以上	年度内1回
君津市	7割	60,000円	有	限度額内	どちらか一方	35才以上	年度内1回
柏市		10,000円	有	個別検診、集団検診、 人間ドック、脳ドックから選択	どちらか一方	40才以上	年度内1回 (6/1~1/31の間)
我孫子市	7割	なし	有	健康づくり支援課 10,000円 40才~5の倍数の年齢の際	どちらか一方	40才以上	年度内1回 (8/1~12/28の間)
富津市	7割	70,000円	有	限度額内	無	20才以上	年度内1回 11ヶ月以上経過
袖ヶ浦市		基本検査総額から25,000円	有	上乘せ15,000円	どちらか一方	35才以上	年度内1回
成田市	7割	なし	有	上乘せ20,000円	どちらか一方	35才以上	前回から1年以上経過
館山市	7割	20,000円	有	限度額内	どちらか一方	40才以上	年度内1回
南房総市	7割	50,000円	有	限度額内(40才~)	どちらか一方	35才以上	年度内1回
鋸南町	7割	50,000円	無	—	どちらか一方	40才以上	年度内1回
勝浦市	7割	70,000円	有	限度額内	どちらか一方	35才以上	年度内1回
いすみ市	7割	50,000円	有	限度額内	どちらか一方	35才以上	前回から1年以上経過
鴨川市	7割	70,000円	無	—	無	30才以上	前回から1年以上経過

※ 人間ドック補助無し 4市(船橋市・野田市・浦安市・鎌ヶ谷市)

鳴川市国民健康保険短期人間ドック利用助成要綱(平成17年鳴川市告示第46号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市長は、鳴川市国民健康保険の被保険者(以下「被保険者」という。)の短期総合精密検査(以下「短期人間ドック」という。)の受検を促進し、もって疾病の予防並びに早期発見、早期治療による被保険者の健康増進を図るとともに、国民健康保険事業の健全運営に資するため、被保険者の短期人間ドックの受検に要する費用の一部について、予算の範囲内において、鳴川市補助金等交付規則(平成17年鳴川市規則第47号。以下「規則」という。)及びこの告示に基づき助成を行う。</p> <p>(助成の要件)</p> <p>第2条 助成を申請することができる者は、被保険者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 被保険者である期間が継続して1年以上のもの</p> <p>(2) 年齢が満30歳以上のもの</p> <p>(3) この告示に基づく助成を受けた後1年以上を経過しているもの</p> <p>(4) 納期限の到来している国民健康保険税(料)を完納している世帯に属するもの</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市長は、鳴川市国民健康保険の被保険者(以下「被保険者」という。)の短期総合精密検査(以下「短期人間ドック」という。)の受検を促進し、もって疾病の予防並びに早期発見、早期治療による被保険者の健康増進を図るとともに、国民健康保険事業の健全運営に資するため、被保険者の短期人間ドックの受検に要する費用の一部について、予算の範囲内において、鳴川市補助金等交付規則(平成17年鳴川市規則第47号。以下「規則」という。)及びこの告示に基づき助成を行う。</p> <p>(助成の要件)</p> <p>第2条 助成を申請することができる者は、被保険者であって、<u>第4条の規定により申請する日において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1) 被保険者である期間が継続して1年以上の者</p> <p>(2) 年齢が満30歳以上の者</p> <p>(3) <u>当該年度において、この告示に基づく助成を受けていない者</u></p> <p>(4) 納期限の到来している国民健康保険税(料)を完納している世帯に属する者</p> <p><u>(5) 当該年度において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条の規定する特定健康診査を受診していない者</u></p>

第3条 助成の対象となる短期人間ドックは、市長が別に契約する医療機関(以下「検査医療機関」という。)で受検する短期人間ドックで、次に掲げるものとする。

- (1) 1日人間ドック
- (2) 1泊2日人間ドック
- (3) 通院2日人間ドック

2 助成の対象となる額は、市長が検査医療機関ごとに契約する額とし、その助成率は10分の7とする。ただし、その額が7万円を超えるときは、7万円とする。

(交付申請等)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鴨川市国民健康保険被保険者証を添えて国民健康保険短期人間ドック利用助成金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成を行わない。

- (1) 次条に定める条件を遵守しないおそれがあると認められるとき。
- (2) その他助成を行うことが適当でないとき。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、助成金の交付の可否を決定し、国民健康保険短期人間ドック助成金交付決定通知書(別記第2号様式)又は国民健康保険短期人間ドック助成金不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

第3条 助成の対象となる短期人間ドックは、市長が別に契約する医療機関(以下「検査医療機関」という。)で受検する短期人間ドックで、次に掲げるものとする。

- (1) 1日人間ドック
- (2) 1泊2日人間ドック
- (3) 通院2日人間ドック

2 助成の対象となる額は、市長が検査医療機関ごとに契約する額とし、その助成率は10分の7とする。ただし、その額が〇万円を超えるときは、〇万円とする。

(交付申請等)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鴨川市国民健康保険被保険者証を添えて国民健康保険短期人間ドック利用助成金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成を行わない。

- (1) 次条に定める条件を遵守しないおそれがあると認められるとき。
- (2) その他助成を行うことが適当でないとき。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、助成金の交付の可否を決定し、国民健康保険短期人間ドック助成金交付決定通知書(別記第2号様式)又は国民健康保険短期人間ドック助成金不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成の条件)

第5条 市長は、助成金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付する。

- (1) 検査医療機関から指示された注意事項を遵守すること。
- (2) 検査医療機関が指定する検査日時を遵守すること。
- (3) やむをえない事情により検査医療機関が指定した検査日時を変更しようとするとき又は検査の取消しをしようとするときは、事前に当該検査医療機関の承認を受けること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(利用券の交付等)

第6条 市長は、第4条第3項の規定により助成金の交付を決定したときは、当該申請者に対し、国民健康保険短期人間ドック利用券(別記第4号様式)を交付する。

2 前項の規定により短期人間ドック利用券の交付を受けた申請者は、当該申請に係る短期人間ドックを受検しようとするときは、検査医療機関に当該利用券を提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、検査医療機関を通じて行うものとする。

(検査後の措置)

第8条 短期人間ドックによる検査の結果、当該検査医療機関から異常

知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成の条件)

第5条 市長は、助成金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付する。

- (1) 検査医療機関から指示された注意事項を遵守すること。
- (2) 検査医療機関が指定する検査日時を遵守すること。
- (3) やむをえない事情により検査医療機関が指定した検査日時を変更しようとするとき又は検査の取消しをしようとするときは、事前に当該検査医療機関の承認を受けること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(利用券の交付等)

第6条 市長は、第4条第3項の規定により助成金の交付を決定したときは、当該申請者に対し、国民健康保険短期人間ドック利用券(別記第4号様式)を交付する。

2 前項の規定により短期人間ドック利用券の交付を受けた申請者は、当該申請に係る短期人間ドックを受検しようとするときは、検査医療機関に当該利用券を提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、検査医療機関を通じて行うものとする。

(検査後の措置)

第8条 短期人間ドックによる検査の結果、当該検査医療機関から異常

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鳴川市国民健康保険短期人間ドック利用助成要綱(平成7年鳴川市規程第10号)又は天津小湊町国民健康保険短期人間ドック利用規則(平成6年天津小湊町規則第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別記第1号様式(第4条関係)

(略)

第2号様式(第4条関係)

(略)

第3号様式(第4条関係)

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鳴川市国民健康保険短期人間ドック利用助成要綱(平成7年鳴川市規程第10号)又は天津小湊町国民健康保険短期人間ドック利用規則(平成6年天津小湊町規則第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項の規定は、○○○

別記第1号様式(第4条関係)

(略)

第2号様式(第4条関係)

(略)

第3号様式(第4条関係)

第3号様式(第4条関係)

(略)

第4号様式(第6条関係)

(略)

第3号様式(第4条関係)

(略)

第4号様式(第6条関係)

(略)